◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令（政令第二四五号）（厚生労働省）

一　社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係

介護福祉士試験の受験に係る手数料の額を一万三、一四〇円とすることとした。（第一二条第二項関係）

二　精神保健福祉士法施行令の一部改正関係

精神保健福祉士試験の受験に係る手数料の額を一万六、四〇〇円とすることとした。（第二条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二四六号）（厚生労働省）

1　保険者支援制度に係る市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法について、次に掲げる改正を行うこととした。（第四条の四関係）

㈠　被保険者均等割額及び世帯別平等割額の一〇分の七を減額して国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。以下同じ。）を算定する対象者一人当たりの支援額について、当該年度の前年度の平均保険料収納額に一〇〇分の一二を乗じて得た額から当該年度の賦課期日時点における保険料算定額に一〇〇分の一五を乗じて得た額に改めること。

㈡　被保険者均等割額及び世帯別平等割額の一〇分の五を減額して国民健康保険の保険料を算定する対象者一人当たりの支援額について、当該年度の前年度の平均保険料収納額に一〇〇分の六を乗じて得た額から当該年度の賦課期日時点における保険料算定額に一〇〇分の一四を乗じて得た額に改めること。

㈢　被保険者均等割額及び世帯別平等割額の一〇分の二を減額して国民健康保険の保険料を算定する対象者に係る保険者支援制度を新設するとともに、当該対象者一人当たりの支援額について、当該年度の賦課期日時点における保険料算定額に一〇〇分の一三を乗じて得た額とすること。

㈣　被保険者均等割額及び世帯別平等割額の一〇分の六を減額して国民健康保険の保険料を算定する対象者一人当たりの支援額について、㈠と同様の改正を行うこと。

㈤　被保険者均等割額及び世帯別平等割額の一〇分の四を減額して国民健康保険の保険料を算定する対象者一人当たりの支援額について、㈡と同様の改正を行うこと。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

金融商品取引法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年六月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十二号

金融商品取引法の一部を改正する法律

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条の四」を「第六十三条の七」に改める。

第二十九条の四第一項第一号イ中「第六十条の十四第一項の許可を取り消され」の下に「、第六十三条の五第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により適格機関投資家等特例業務（第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ」を、「取消し」の下に「若しくは命令」を、「」を取り消され」の下に「、若しくは適格機関投資家等特例業務と同種類の業務の廃止を命ぜられ」を加え、同号ロ(1)から(3)までの規定中「以前に」を「前に」に改め、同号ロ(5)中「以前に」を「前に」に改め、同号ロ(5)を同号ロ(7)とし、同号ロ(4)中「以前に」を「前に」に改め、同号ロ中(4)を(6)とし、(3)の次に次のように加える。

(4)　第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十三条の二第一項の規定により特例業務届出者（第六十三条第二項の規定による届出をした者をいう。以下この号及び次号において同じ。）の地位を承継した旨の第六十三条の二第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（同条第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る特例業務届出者であつた者とし、当該通知があつた日前に適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(5)　第六十三条の三第二項において準用する第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第五十条の二第一項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は第六十三条の三第二項において準用する第六十三条の二第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの